

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

水産課

【告示】

○ 指定居宅サービスの事業の廃止
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定
○ 国民健康保険組合の規約の変更認可

指導監査室
障害福祉課

【公告】

○ 一般競争入札の実施
○ 落札者等の決定
〃
〃
○ 岡山県ボランティア・NPO活動支援センターの指定管理者の募集
○ 落札者等の決定
○ 岡山県天神山文化プラザの指定管理者の募集
○ 第四十九回採石業務管理者試験の実施
○ 岡山港（福島・高島地区）港湾施設の指

危機管理課
財産活用課
〃
〃
県民生活交通課

情報政策課
文化振興課

河川課
港湾課

目次

担当課（室）

○ 定管理者の募集
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
〃
○ 一般競争入札の実施

建築指導課

【人事委員会】

○ 岡山県人事委員会文書保存分類表の一部改正
（県例規集登載）

人事委員会

【教育委員会】

○ 岡山県渋川青年の家の指定管理者の募集
○ 岡山県青少年教育センター閑谷学校の指定管理者の募集

教育委員会

〃

◎岡山県規則第五十九号

岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年八月十四日

岡山県知事 伊原 隆 太

岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年岡山県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「令和二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六条第一項中「次条」を「次条第一項」に改める。

第八条中「。次条」を「。同条」に改める。

連帯債務者				
住	所	氏名	印	申請者との関係

様式第一号中

を

連帯保証人				
住	所	氏名	印	申請者との関係

に定める。

連帯保証人				
住	所	氏名	印	申請者との関係

「

に改め、同様式(裏中

				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円

「第5条 表記保証人は、この契約に基づき一切の債務について乙と連帯して乙と保証人間の契約のいかんにかかわらずこれの履行の責めを負う。」

「第5条 表記保証人は、この契約に基づき一切の債務について乙と連帯して乙と保証人間の契約のいかんにかかわらず保証人の極度額を限度として履行の責めを負う。」

2 甲による保証人に対する履行の請求は、乙に対しても効力を有するものとする。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和2年8月14日 岡山県公報 第12219号

◎岡山県告示第四百四十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年八月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

賀陽荘ホームヘルプセンター

2 所在地

岡山県加賀郡吉備中央町上竹七五三番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人吉備健生会

2 所在地

岡山県加賀郡吉備中央町上竹七五三番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年八月五日

四 介護保険事業所番号

三三七三一〇〇一四二

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第四百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年八月十四日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
高梁市川上歯科診療所	高梁市川上町地頭2340	R2.4.1

令和2年8月14日 岡山県公報 第12219号

◎岡山県告示第四百五十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定により、国民健康保険組合の規約の変更を次のとおり認可した。

令和二年八月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 組合の名称

岡山県医師国民健康保険組合

二 変更事項

組合員の範囲

1 組合員は、医療・福祉の事業又は業務に従事する岡山県医師会会員である医師及び当該医師が開設し又は管理者である岡山県内の医療機関及び福祉施設に勤務する者及び組合に使用される者で、岡山県医師国民健康保険組合同規約第五条の地区内に住所を有するものとする。

2 組合員が、医療・福祉の事業又は業務に従事する者であることの判定基準は、別に定める。

三 変更年月日

令和三年四月一日

〔三六〇〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県統合原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借及び保守業務

(2) 調達業務の特質等

本件業務に係る入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

令和3年3月15日から令和8年3月14日まで

(4) 履行場所

説明書等による。

(5) 入札方法

入札金額は、仕様書に記載する機器一式の借入費用等一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件調達に係る物件を5年間借り受けるものとして算定した費用の総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和2年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第40号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿の営業種目の大分類「9

令和2年8月14日 岡山県公報 第12219号

その他」の格付区分がAであり、かつ小分類「12レンタル・リース類」に登録があるものであること。当該資格を有していない場合は、3(2)の競争入札参加資格申請書の提出期限までに参加資格の申請手続きを行うこと。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告示第306号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(6) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札(条件付)への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁2階)

電話(086)226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和2年8月24日(月) 正午

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県危機管理課危機管理・国民保護班(岡山県庁4階)

電話(086)226-7385

FAX(086)225-4559

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和2年8月14日(金)から同年8月31日(月)まで(県の休日(岡山県の休日)を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する休日を含む。)を除く。以下同じ。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)の場所で交付する。

なお、岡山県危機管理課ホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/>)からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵送等(配達証明付きの書留郵便その他これに準じる方法による提出に限る。以下同じ。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年9月24日(木) 午後4時

ただし、郵送等により入札書を提出する場合にあつては、令和2年9月23日(水)午後4時を期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあっては、入札開始前及び開札開始後においては、入札を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札（条件付）に参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する添付書類を令和2年8月31日（月）午後4時まで、4（1）の場所へ提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。また、入札参加希望者は、提出した書類等に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured :

Equipment lease with operation and maintenance services for the
integrated nuclear emergency preparedness network system of Okayama

Prefectural Government

(2) Contract period :

From 15 March, 2021 through 14 March, 2026

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4 : 00 P.M. 24 September, 2020

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Crisis Management Division

2 - 4 - 6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570

Japan

Tel : 086-226-7385

令和2年8月14日 岡山県公報 第12219号

令和2年8月14日 岡山県公報 第12219号

〔三六一〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

岡山県庁舎耐震化整備建築工事

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部財産活用課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和二年八月四日

四 落札者の氏名及び住所

岡山県庁舎耐震化整備建築工事竹中・荒木・蜂谷建設工事共同企業体

広島県広島市中区橋本町一〇番一〇号

五 予定価格

八、五四七、〇一〇、〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

六 調査基準価格

七、八六三、二〇〇、〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

七 落札金額

七、八六三、五〇〇、〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

八 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

九 入札公告日

令和二年四月二十一日

令和2年8月14日 岡山県公報 第12219号

〔三六二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

岡山県庁舎耐震化整備電気設備工事

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部財産活用課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和二年八月四日

四 落札者の氏名及び住所

岡山県庁舎耐震化整備電気設備工事(株)中電工・平松電気工事(株)・(株)木多電気設備建

設工事共同企業体

岡山県岡山市南区浜野四丁目二番七号

五 予定価格

三、七九〇、五九〇、〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

六 調査基準価格

三、四八七、三〇〇、〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

七 落札金額

三、六五〇、〇〇〇、〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

八 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

九 入札公告日

令和二年四月二十一日

令和2年8月14日 岡山県公報 第12219号

〔三六三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

岡山県庁舎耐震化整備機械設備工事

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部財産活用課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和二年八月四日

四 落札者の氏名及び住所

岡山県庁舎耐震化整備機械設備工事新菱冷熱工業・中電工・中央設備建設工事共同

企業体

岡山県岡山市北区桑田町一八番二八号

五 予定価格

二、三九三、五五〇、〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

六 調査基準価格

二、二〇二、〇〇〇、〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

七 落札金額

二、二五〇、〇〇〇、〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

八 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

九 入札公告日

令和二年四月二十一日

令和2年8月14日 岡山県公報 第12219号

〔三六四〕岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例（平成十七年岡山県条例第十五号。以下「条例」という。）第十一条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和二年八月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター（以下「センター」という。）

2 所在地

岡山市北区南方二丁目一三番一号（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館

二階）

3 施設概要

(1) 延床面積（センター占用部分） 一、一七〇平方メートル

(2) 施設内容 研修室、会議室、貸事務所、作業スペース、貸ロッカー、相談スペース、情報提供スペース、交流スペース、子ども（一時預かり）スペース、管理運営事務所、給湯室、トイレ等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例施行規則（平成十七年岡山県規則第二十三号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第百三十四号）及び別に示す岡山県ボランティア・NPO活動支援センター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関すること。
- 2 施設等の提供及び維持管理に関すること。
- 3 ボランティア・NPOの活動に関する相談、研修並びに情報の収集及び提供に関すること。
- 4 その他センターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として收受し、センターの管理運営に要する費用及び県が指定管理者に委託する事業の実施に要する経費（以下「管理運営経費等」という。）並びにセンターの設置目的に沿って指定管理者が自ら企画し、及び実施する事業に充てるものとする。

また、利用料金に係る収入のほかに、管理運営経費等に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、三の業務に要する経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者とが締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に主たる事務所を有し、県内を中心に活動している法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて、次の要件を全て満たすものとする。

なお、複数の法人等が共同して応募する場合は、次の要件のＡについては構成法人等のうち少なくとも一以上のものが、イ及びウについては全てのものが該当していることを要する。

Ａ 他の主体が行うボランティア・NPO活動に関する支援を行うためのノウハウを有していること。

イ 法人等としての活動期間が二年以上継続していること。なお、法人にあつては、法人格を取得する前に任意団体としての活動期間がある場合は、その期間も通算することができる。

ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としないこと。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の

規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税並びに消費税及び地方消費税に未納がある者（未納税額について徴収（納税）の猶予を受けている者を除く。）

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和二年八月十四日（金）から同年十月十二日（月）までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県県民生活部県民生活交通課県民協働推進班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 ○八六一二二六一七二八七（直通）

ファックス ○八六一二二二一五三五四

電子メールアドレス npo@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県県民生活部県民生活交通課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/25/>

3 募集説明会（現地説明会）

- (1) 開催日時
令和二年八月二十七日（木）午前十時三十分から
- (2) その他
(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

- (1) 受付期間
2 (1)の期間
申請書類
 - (2) 申請書類
ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）
イ センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
ウ 法人等の概要
エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度（以下「前事業年度」という。）における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。
カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書
ク 役員の名簿
ケ 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申出書
コ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書
サ その他募集要項で定める書類
- (3) 提出場所及び提出方法
2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便

によることとし、令和二年十月十二日（月）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県県民生活部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 設置目的を理解した提案内容であること。
- (2) センターの機能を最大限に発揮させるものであること。
- (3) センターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和二年十月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
- 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。
- 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
- 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
- 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

令和2年8月14日 岡山県公報 第12219号

十
問
い
合
わ
せ
先
六
二
(
二
)
の
場
所

令和2年8月14日 岡山県公報 第12219号

〔三六五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年八月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名及び数量

令和二年度岡山県共有仮想化サーバ機器更新及び運用保守業務 一式

二 契約期間

令和三年二月一日から令和八年一月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部情報政策課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和二年八月五日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国岡山支店

岡山市北区表町一丁目五番一号

六 落札金額

三、二三六、二〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二九四、二〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和二年六月二十六日

令和2年8月14日 岡山県公報 第12219号

〔三六六〕岡山県天神山文化プラザ条例（平成十七年岡山県条例第十六号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和二年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県天神山文化プラザ（以下「文化プラザ」という。）

2 所在地

岡山市北区天神町八番五四号

3 施設概要

- (1) 敷地面積 六、八一七平方メートル
- (2) 建築面積 二、三五九平方メートル
- (3) 延床面積 五、七三九平方メートル
- (4) 施設内容 展示室（五室）、ホール、練習室（五室）、会議室（二室）、文化情報センター等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う文化プラザの管理の基準は、条例、岡山県天神山文化プラザ条例施行規則（平成十七年岡山県規則第一百四号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び別に示す岡山県天神山文化プラザ指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 文化プラザの施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供
- 2 文化活動の鑑賞及び発表の機会の提供
- 3 文化活動に関する情報の収集及び提供
- 4 県民文化の振興に関する事業の実施
- 5 施設等の利用者等の許可
- 6 施設等の維持管理
- 7 1から6までに掲げるもののほか、文化活動の促進及び文化プラザの運営に關し

必要な業務

四 指定管理者の指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として收受し、文化プラザの管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他の文化プラザの管理運営に係る収入のほかに、文化プラザの管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者（未納税額について、徴収（納税）の猶予を受けている者を除く。）

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

令和2年8月14日 岡山県公報 第12219号

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号の暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和二年八月十四日（金）から同年十月十二日（月）までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県環境文化部文化振興課文化振興班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 ○八六一二二六一七九〇一（直通）

ファックス ○八六一二三三―五七二〇

電子メールアドレス bunkasin@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送による配布を希望する場合には、宛先を明記し、四百円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県環境文化部文化振興課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/23/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和二年八月二十八日（金）午後一時三十分から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 文化プラザの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び

収支予算書

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 法人等の概要

ケ 1 (2)及び(3)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和二年十月十二日（月）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県環境文化部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が県民文化の振興に資するものであること。

(2) 事業計画の内容が文化プラザの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) 文化団体等との連携が図られること。

(5) 利用者の個人情報保護、災害等緊急時の対応に係る計画の策定等の危機管理に関する適切な取組ができること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和二年十月下旬を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することができる。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

令和2年8月14日 岡山県公報 第12219号

〔三六七〕採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第四十九回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和二年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験場所

岡山市中区西川原二五五番地

おかやま西川原プラザ 第六会議室

二 試験期日

令和二年十月九日（金曜日）午前十時から正午まで

三 受験願書の受付期間

令和二年八月二十一日（金曜日）から同年九月十七日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵便又は信書便による送付の場合は、同月十七日の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験願書の提出先

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県土木部河川課

五 受験手数料

八千円（受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。）

六 その他

1 受験願書等及び試験実施案内書は、岡山県土木部河川課、各県民局建設部（各地域事務所建設部を含む。）、岡山市下水道河川局下水道河川計画課及び倉敷市建設局土木部土木課で交付する。

また、岡山県土木部河川課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/64/>）からダウンロードすることもできる。

2 受験手続についての問い合わせは、岡山県土木部河川課（電話〇八六一二二六一七四七八）又は各県民局建設部（各地域事務所建設部を含む。）に行うこと。

〔三六八〕岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号。以下「条例」という。）第十七条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和二年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設（平成十九年岡山県告示第三百六十八号（指定管理施設の指定）に掲げる指定管理施設）

1 名称

岡山港における岡山県の管理に属する港湾施設のうち、2に掲げる地区に所在する3に掲げる施設（以下「指定管理施設」という。）

2 所在地

(1) 福島地区（岡山市南区築港元町地内をいう。以下同じ。）

(2) 高島地区（岡山市中区新築港地内をいう。以下同じ。）

3 施設概要

第二号浮さん橋、岸壁、物揚場、野積場、港湾施設用地、上屋及びこれらに隣接する臨港道路の一部、給水施設、オイルフェンス格納庫（福島地区に所在するものに限る。）及び緑地（高島一号緑地、高島二号緑地、高島三号緑地、高島四号緑地、高島五号緑地、高島六号緑地、高島七号緑地及び高島八号緑地に限る。）並びにこれらの附帯施設

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う指定管理施設の管理の基準は、港湾法（昭和二十五年法律第二十八号）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）並びにこれらの法律に基づく政令及び省令、条例、岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規則（昭和二十七年岡山県規則第二十七号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）、岡山県土木監視員設置規則（昭和四十九年岡山県規則第五十二号）並びに別に示す岡山港福島・高島地区港湾施設指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の内容

- 1 指定管理施設の占用等の許可に関すること。
- 2 指定管理施設の維持管理に関すること。

3 その他指定管理施設の運営に関し必要な業務

四 指定管理者の指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費等

1 指定管理施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、指定管理施設の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

2 消耗品の交換、一件五〇万円まで、かつ、年総額三〇〇万円までの施設の修繕及び消防用設備等の法定点検については、指定管理者の負担とする。

3 指定管理者は、募集要項に定める基準納入額（以下「基準納入額」という。）を、会計年度（四月一日から翌年三月三十一日まで。以下同じ。）ごとに県に納入するものとする。

4 指定管理者は、指定の申請時に提出する収支予算書の収入と支出の差額（以下「予定剰余金」という。）のうち、基準納入額を上回る額の二分の一の額（以下「予定剰余金追加納入額」という。）を、会計年度ごとに県に納入するものとする。

5 指定管理者は、毎会計年度終了後、利用料金等の収入額から管理運営費等の支出額を差し引いた額（以下「決算剰余金」という。）が予定剰余金（当該額が基準納入額を下回る場合は、基準納入額）を上回る場合は、当該上回る額の二分の一の額を県に納入するものとする。なお、決算剰余金が予定剰余金を下回った場合においても、基準納入額及び予定剰余金追加納入額は、原則として変更しないものとする。

6 県へ納入する額、方法及び時期については、県と指定管理者とが締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 港湾施設（港湾法第二条第五項各号に掲げる施設をいう。）の管理業務に携わった実績を有する法人等又はこの業務に携わった経験を有する者を業務に従事させることができる法人等であること。

(3) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十

六年国土交通省令第五十九号)第五十六条第一項及び第二項に規定する要件を満たす者又は満たす見込みである者を、埠頭保安管理者の業務に従事させることができる法人等であること。

(4) 一 2に掲げる地区に近接した位置に、業務に当たる事務所を確保することができる法人等であること。

(5) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第二項(同項を準用する場合を含む。)の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税(岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税)並びに消費税及び地方消費税に未納がある者(未納税額について徴収(納税)の猶予を受けている者を除く。)

(6) 法人等の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。)が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成二十二年岡山県条例第五十七号)第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者

イ 暴力団(岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 指定管理施設の使用許可の申請団体でないこと。

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和二年八月十四日(金)から同年十月十二日(月)までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山

県条例第二号) 第一条第一項に規定する休日(いう。)を除く。

(2) 配布場所

岡山県土木部港湾課港政班

〒700-0185 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六一二二六一七四八四(直通)

ファックス 〇八六一二二七一五五五一

電子メールアドレス kowan@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に直接受け取ること。また、岡山県土木部港湾課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/66/>

3 募集説明会

(1) 開催日時

令和二年八月二十七日(木) 午前十時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2(1)の期間

(2) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書(以下「指定申請書」という。)

イ 指定管理施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び

収支予算書

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度(以下「前事業年度」という。)

という。)における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録(以下「事業報告書等」という。)。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度

における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立さ

れた法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 設立趣旨、組織、事業内容等法人等の概要がわかるもの

ケ 1(5)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(6)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和二年十月十二日(月)必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県土木部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類(以下「提出書類」という。)について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が指定管理施設の利用者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が指定管理施設の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) その他指定管理施設の管理を効率的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等(以下「申請者」という。)に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。(令和二年十月を予定)

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、

指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の一部又は全部を無償で使用することがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項及び仕様書に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

令和2年8月14日 岡山県公報 第12219号

〔三六九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字上サギセ四四〇―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社一丁目一五―一ニプラザ東総社二〇五号室

山下 朔弥

三 許可番号

岡山県指令建指第一〇一号

令和2年8月14日 岡山県公報 第12219号

〔三七〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市東阿曾字竹ノ鼻一六五三一六、一六五三一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央六丁目七一―四ソル・グレイスA棟一〇一号室

難波 勇樹

三 許可番号

岡山県指令建指第五八号

令和2年8月14日 岡山県公報 第12219号

〔三十七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量
フェムト秒レーザーシステム 1式
- (2) 購入物品の特質等
- (3) 納入説明書及び機器規格仕様書（以下「納入説明書等」という。）による。
- (4) 納入場所
令和3年3月26日（金）
- (5) 納入方法
納入説明書による。

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年度に果が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第40号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しな

令和2年8月14日 岡山県公報 第12219号

い者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の処置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和2年9月17日（木） 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和2年8月14日（金）から同年9月17日（木）まで（岡山県の休日を含める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

令和2年8月14日 岡山県公報 第12219号

(1)の場所以て交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年9月25日（金） 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和2年9月24日（木）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和2年9月17日（木）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は, 無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は, 入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :
Femtosecond laser system

(2) Delivery date :
By 26 March (Friday) , 2021

(3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
1:10 P.M. 25 September (Friday) , 2020

(5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division

2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7540

◎岡山県人事委員会訓令第二号

人事委員会事務局

岡山県人事委員会文書保存分類表（平成18年岡山県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和二年八月十四日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

本則の表A総括の款1組織運営の部中

3	職場活性化	0	職場活性化総括	5
---	-------	---	---------	---

を

3	職場活性化	0	職場活性化総括	5
4	内部統制	0	内部統制総括 内部統制評価	3 5

に改め、同表B人事委員

会の款4審査の部4公務災害補償の項中「学校医、」を「学校医、」に改め、同表C人事委員会事務局の款2サービスの部5出張、超過勤務の項中「出張、」を「出張、」に改め、同表

5経理の部1収入の項及び2支出の項中

「※」を「※」に改め、同表中
「※」を「5」に改め、同表中

(1) 法令上の時効期間（消滅時効の期間をいう。）により2年、3年又は5年とする。ただし、時効期間が2年未満のものについては2年、時効期間が5年を超えるものについては5年とする。

(2) (1)にかかわらず、収入関係書類又は支出関係書類の保存年限については、当該収入又は支出の原因となる事案の決定に係る文書の保存年限が上記の保存年限を超えるときは、当該文書の保存年限による。

「※5年又は当該収入若しくは支出の原因となる事案の決定に係る文書の保存年限が5年を超えるときは、当該文書の保存年限とする。」

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和二年度以降に完結した文書から適用し、令和元年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

◎岡山県教育委員会公告

岡山県渋川青年の家条例（昭和三十八年岡山県条例第六号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和二年八月十四日

岡山県教育委員会

一 対象施設

1 名称

岡山県渋川青年の家（以下「青年の家」という。）

2 所在地

玉野市渋川二丁目七番一号

3 施設概要

- (1) 敷地面積 六、二九八・九八平方メートル
(2) 延床面積 五、三〇四・四一平方メートル
(3) 施設内容 本館、体育館、グラウンド、駐車場等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う青年の家の管理の基準は、条例、岡山県渋川青年の家条例施行規則（昭和三十八年岡山県教育委員会規則第七号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県教育委員会規則第二十三号）及び別に示す岡山県渋川青年の家指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 青年の家の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関すること。
2 施設等の維持管理に関すること。
3 条例第二条に規定する業務の実施に関すること。
4 その他青年の家の運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として收受し、青年の家の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他の青年の家の管理運営に係る収入のほか、青年の家の管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者とが締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和二年八月十四日（金）から同年十月十二日（月）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を含め）を除く。

(2) 配布場所

岡山県教育庁生涯学習課振興班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 ○八六一二二六一七五九五（直通）

ファックス ○八六一二二四一三〇三五

電子メールアドレス syogai@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三百九十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「渋川青年の家募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県教育庁生涯学習課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/149/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和二年九月三日（木）午後一時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 青年の家の管理に係る事業計画書及び収支予算書
ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度を除く過去三事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日においてその日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度を含む過去三事業年度の事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和二年十月十二日（月）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県教育委員会指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が青年の家の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- (4) その他青年の家の業務を効果的に行うため教育委員会が必要と認める基準に適合すること。

合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和二年十月一を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

◎岡山県教育委員会公告

岡山県青少年教育センター閑谷学校条例(昭和四十年岡山県条例第二十六号。以下「条例」という。)第十二条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和二年八月十四日

岡山県教育委員会

一 対象施設

1 名称

岡山県青少年教育センター閑谷学校(以下「センター」という。)

2 所在地

備前市閑谷七八四番地

3 施設概要

- (1) 敷地面積 五七、八七九・〇七平方メートル
- (2) 延床面積 五、八三〇・一九平方メートル
- (3) 施設内容 本館、キャンプ場、野外活動施設、駐車場等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県青少年教育センター閑谷学校条例施行規則(昭和四十年岡山県教育委員会規則第六号)、指定管理者の指定の申請等に関する規則(平成十七年岡山県教育委員会規則第二十三号)及び別に示す岡山県青少年教育センター閑谷学校指定管理者業務仕様書に規定するのとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 条例第六条第一項第一号に掲げる行為及び同項第三号から第五号までに掲げる行為(特別史跡旧閑谷学校の区域内に係るものを除く。)の許可に関すること。
- 2 条例第二条に規定する業務(史跡等に係るものを除く。)の実施に関すること。
- 3 センターの施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- 4 その他センターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで(予定)

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者自らの収入として収受し、センターの管理運営に要する費用(以下「管理運営費」という。)に

充てるものとする。

また、利用料金その他のセンターの管理運営に係る収入のほかに、センターの管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者とが締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
 - (3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和二年八月十四日（金）から同年十月十二日（月）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県教育庁生涯学習課振興班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六―二二六―七五九五（直通）

ファックス 〇八六―二二四―二〇三五

電子メールアドレス syogai@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三百九十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「青少年教育センター閑谷学校募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県教育庁生涯学習課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/149/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和二年八月三十一日（月）午後一時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2(1)の期間

(2) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度を除く過去三事業年度の法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日においてその日の属する事業年度の前の事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度を含む過去三事業年度の事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和二年十月十二日(月)必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県教育委員会指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) その他センターの業務を効果的に行うため教育委員会が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和二年十月一を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所